

鳥取県告示第718号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年12月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（地理識別子整備業務）
- 2 作業地域 鳥取市
- 3 終了年月日 平成22年10月29日